



薬生総発0421第1号
薬生薬審発0421第3号
薬生機審発0421第1号
薬生安発0421第1号
平成29年4月21日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 薬務主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく
新規許可等の申請時等における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について(依頼)

標記については、医薬・生活衛生局総務課長宛て「各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について(協力依頼)」(年管管発0330第2号・基徴収発0330第1号年金局事業管理課長・労働基準局労働保険徴収課長通知。以下「協力依頼通知」という。)(別添1)により、社会保険及び労働保険(以下「社会保険等」という。)の未適用事業所の加入促進を図るため協力依頼があったところです。

ついては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)に基づく新規許可等(別添2)の申請時等の取扱いについて、下記の通りお示いたしますので、ご協力をお願いいたします。

また、貴自治体のホームページ(各業許可等の申請様式を掲載しているページ)に、新規許可申請時等に社会保険等が適用されていることの確認を行うこと及び確認のために必要な書類が何であるか等を掲載していただくとともに、各窓口で別途日本年金機構から配布される予定のパンフレットを備え、必要に応じて事業主等に配布していただきますようお願いいたします。

記

1 趣旨について

社会保険等の未適用事業所の加入促進については、厚生労働省として従来から重要な課題として取り組んできましたが、今般、厚生労働省全体として更なる取組の強化を行うため、厚生労働省所管の各業の新規許可申請時において、社会保険等の適用状況を確認し、適用されていることが確認出来なかった場合に、厚生労働省に事業所情報を提供する取組を実施していただくよう依頼するものです。

協力依頼通知のとおり、医薬品医療機器法等に基づく新規許可等（別添2）の申請時等においても、この取組の一環として協力が求められていることから、対応をお願いします。

なお、具体的な確認方法等は、協力依頼通知の記「1 確認方法について」を参照してください。

2 社会保険等の適用状況の確認の位置付けについて

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認は、各業許可等に係る申請書と合わせて、協力依頼通知別紙1「社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票」（以下「確認票」という。）をホームページで公表する等により、事業主に提出を求めることで行うこととしますが、これは、事業主の任意の協力により行うものであり、各業の許可等に関する判断とは関係ありません。したがって、確認票及び加入が確認できる書類の提出の有無にかかわらず、これまでどおり許可等に関する判断を行っていただきますようお願いいたします。

また、確認票及び加入が確認できる書類の提出がなされない場合に、事業主に対して、再度の提出依頼や督促を行う必要はありません。

3 確認を行う対象について

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認は、医薬品医療機器法等に基づく新規業許可等（別添2）の申請時等に行うものであり、業許可等の更新時に行う必要はありません。

なお、「保険医療機関等の新規指定申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について」（平成29年4月21日事務連絡）（別添3）のとおり、保険薬局が薬局の大半を占める現状に鑑み、薬局については保険薬局の新規指定申請時に地方厚生局で対応するため、薬局の新規開設許可の際に協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況を確認する必要はありません。

4 その他

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく新規許可等の申請時等における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（周知依頼）」（平成29年4月21日事務連絡）（別添4）のとおり、関係団体に予め情報提供し、周知の依頼をしています。

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認は、平成 29 年 7 月 1 日から行うものであり、各薬務主管部局において、必要に応じて、管下の関係団体に予め情報提供をしてください。

なお、本取組や社会保険等の適用要件、制度一般について疑義等が生じた場合は、協力依頼通知に記載の問い合わせ先に照会いただくようお願いいたします。

年管管発 0330 第2号
基徴収発 0330 第1号
平成 29 年 3 月 30 日

医薬・生活衛生局総務課長 殿

年金局事業管理課長
〔公印省略〕
労働基準局労働保険徴収課長
〔公印省略〕

各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について
(協力依頼)

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）については、法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用する適用対象事業の事業所の事業主に対して、また、労働保険（労災保険及び雇用保険）については、労働者を使用する全ての事業主に加入義務を課している。

しかしながら、中小零細事業を中心に加入手続を行わない事業主が一定程度存在しており、これを防止するため、建設業や運輸業においては、各業の新規許可等申請時において、社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）が適用されていることが確認出来なかった場合に、日本年金機構もしくは都道府県労働局（以下「日本年金機構等」という。）に事業所情報を提供する取組が実施されている。

社会保険等の未適用事業所の加入促進については、社会保険等の制度の健全な運営や労働者の福祉の向上等の観点から重要であり、厚生労働省として従来から取り組んできたところであるが、今般、厚生労働省全体として更なる取組の強化を行うため、各業の新規許可（届出、指定、登録等を含む。以下同じ。）申請時において、社会保険等の適用状況を確認し、適用されていることが確認出来なかった場合に、厚生労働省に事業所情報を提供する取組を、下記の要領に基づき、実施していただくよう、貴課から各都道府県等担当課あてに協力依頼（地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言）等を行っていただきたい。

また、各都道府県等のホームページ（各業の許可等の様式を掲載しているページ）に、新規許可申請時に、社会保険等が適用されていることの確認を行うこと及び確認のために必要な書類が何であるか等を掲載していただくとともに、各窓口に別途日本年金機構から配布する予定のパンフレットを備え、必要に応じて事業主等に配布していただくよう、依頼を行っていただきたい。

記

1 確認方法について

新規許可申請時に社会保険等への加入が確認できる下記のいずれかの資料の写しの提出又は提示を求めることとする。

(1) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）

- 保険料の領収証書【参考1 資料①】（※1）
- 社会保険料納入証明書【参考1 資料②】（※2）
- 社会保険料納入確認書【参考1 資料③】（※2）
- 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書【参考1 資料④】（※3）
- 健康保険・厚生年金保険適用通知書【参考1 資料⑤】（※3）

※1 毎月、年金事務所が事業主に送付

※2 事業主の求めに応じ、年金事務所が発行

※3 新規許可時に保険料の支払いが発生していない場合は、本通知書で確認

(2) 労働保険（労災保険及び雇用保険）

- 労働保険概算・確定保険料申告書【参考1 資料⑥】
- 納付書・領収証書【参考1 資料⑦】
- 保険関係成立届【参考1 資料⑧】

2 情報提供について

新規許可申請時において、地方自治体は、事業主に対し、社会保険等への加入状況にかかる確認票（別紙1）の提出を求めることとする。

また、地方自治体は、以下の事業所について、次の宛先に適用未確認事業所リスト（別紙2）により情報提供を行うこととする。

(1) 情報提供の対象となる事業所（下記のいずれかに該当する場合）

○別紙1の提出がない事業所

○別紙1のⅠ（社会保険）において

- ・「1 加入している。」と回答した事業所のうち、確認書類の持参を失念した事業所
- ・「2 現在、加入手続中である。」と回答した事業所
- ・「3 今後、加入手続を行う。」と回答した事業所
- ・「5 適用事業所かどうか不明である。」と回答した事業所
- ・いずれの番号にも○を付さなかった事業所

○別紙1のⅡ（労働保険）において

- ・「1 加入している。」と回答した事業所のうち、確認書類の持参を失念し

た事業所

- ・「2 現在、加入手続中である。」と回答した事業所
- ・「3 今後、加入手続を行う。」と回答した事業所
- ・いずれの番号にも○を付さなかった事業所

(2) 情報提供の宛先

厚生労働省特殊メールアドレス

hoken-miteki@mhlw.go.jp

(3) 情報提供方法

適用未確認事業所リスト（別紙2）に必要事項を入力し、前月分（1ヶ月分）をとりまとめて翌月の10日までに電子メールによる送付により情報提供する。（随時情報提供することも可）

なお、対象事業所の該当がない場合、その旨の報告は特段要しない。

3 実施開始時期

本取組は、平成29年7月1日から行うこととする。

4 事業主向けパンフレット

地方自治体の窓口に、社会保険等の制度周知のパンフレットを備えていただき、必要に応じて事業主等へ配布されたい。

パンフレットについては、年金事務所が地方自治体の担当課に必要部数を聴取の上、平成29年6月中に送付する予定としている。

5 参考資料

本取組の参考資料として以下の資料を添付するので参考とされたい。

【社会保険及び労働保険の加入を確認する根拠資料】

参考1 様式例（保険料の領収証書等）

【確認方法の手順を示した図】

参考2 確認の流れ（図）

【社会保険及び労働保険の適用要件を業種別にまとめた資料】

参考3 社会保険及び労働保険の適用要件について

【質疑応答例】

参考4 よくいただくご質問およびご質問への回答

【必要に応じて事業主に配付していただくもの】

参考5 事業主向けパンフレット

[本取組についての問い合わせ先]

厚生労働省年金局事業管理課

厚生年金保険管理係 岸野 野本

TEL : 03-5253-1111 (内線 3566)

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課

適用係 高田

TEL : 03-5253-1111 (内線 5156)

[適用要件等、制度一般についての問い合わせ先]

日本年金機構地域部照会先一覧 別添 1

都道府県労働局照会先一覧 別添 2

日本年金機構地域部 照会先一覧 (平成29年4月1日現在)

| | 地域部 | 管轄都道府県 | 郵便番号 | 所在地 | 代表電話番号 (内線) |
|----|-------------|----------------------|----------|------------------|------------------------|
| 1 | 北海道地域部 | 北海道 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2245) |
| 2 | 東北地域第一部 | 宮城・山形・福島 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2277) |
| 3 | 東北地域第二部 | 岩手・青森・秋田 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2277) |
| 4 | 北関東・信越地域第一部 | 埼玉・茨城・栃木 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2479) |
| 5 | 北関東・信越地域第二部 | 新潟・群馬・長野 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2479) |
| 6 | 南関東地域第一部 | 東京(注1) | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2413) |
| 7 | 南関東地域第二部 | 神奈川・千葉・ 東京(注2)・山梨 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2424) |
| 8 | 中部地域第一部 | 愛知(注3)・岐阜・ 富山・石川 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2314) |
| 9 | 中部地域第二部 | 静岡・愛知(注4)・ 三重 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2322) |
| 10 | 近畿地域第一部 | 大坂(注5)・京都・ 福井・滋賀 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2447) |
| 11 | 近畿地域第二部 | 兵庫・大阪(注6)・ 奈良・和歌山 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2447) |
| 12 | 中国地域部 | 広島・鳥取・島根・ 岡山・山口 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2615) |
| 13 | 四国地域部 | 香川・徳島・愛媛・ 高知 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2622) |
| 14 | 九州地域第一部 | 福岡・佐賀・長崎・ 大分 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2636) |
| 15 | 九州地域第二部 | 熊本・宮崎・鹿児島・ 沖縄 | 168-8505 | 東京都杉並区高井戸西3-5-24 | 03-5344-1100 (2636) |

(注1)東京都(千代田区、中央区、港区、大島支所管内、三宅支所管内、八丈島支所管内、小笠原支所管内、新宿区、杉並区、中野区、台東区、文京区、墨田区、江東区、江戸川区、品川区、大田区、渋谷区、目黒区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、荒川区、葛飾区)

(注2)東京都(南関東地域第一部の管轄区域を除く。)

(注3)愛知県(千種区、東区、守山区、名東区、中村区、津島市、愛西市、あま市、海部郡、中区、熱田区、中川区、港区、瑞穂区、南区、緑区、豊明市、昭和区、天白区、日進市、愛知郡、西区、清須市、北名古屋市、西春日井郡、北区、春日井市、小牧市、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市)

(注4)愛知県(中部地域第一部の管轄区域を除く。)

(注5)大阪府(近畿地域第二部の管轄区域を除く。)

(注6)大阪府(貝塚市、岸和田市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡、堺区、中区、東区、南区、北区、美原区、西区、泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡、東大阪市、八尾市、柏原市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡、豊中市、池田市、箕面市、守口市、大東市、門真市、枚方市)

都道府県労働局照会先一覧

| 労働局名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|----------|----------------------------------|------------------|
| 北海道労働局総務部労働保険徴収課 | 060-8566 | 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎8階 | 011(709)2311(代表) |
| 青森労働局総務部労働保険徴収室 | 030-8558 | 青森市新町二丁目4番25号 青森合同庁舎5階 | 017(734)4145 |
| 岩手労働局総務部労働保険徴収室 | 020-8522 | 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階 | 019(604)3003 |
| 宮城労働局総務部労働保険徴収課 | 983-8585 | 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎7階 | 022(299)8842 |
| 秋田労働局総務部労働保険徴収室 | 010-0951 | 秋田市山王6丁目1番24号 山王セントラルビル6階 | 018(883)4267 |
| 山形労働局総務部労働保険徴収室 | 990-8567 | 山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階 | 023(624)8225 |
| 福島労働局総務部労働保険徴収室 | 960-8021 | 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎5階 | 024(536)4607 |
| 茨城労働局総務部労働保険徴収室 | 310-8511 | 水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎5階 | 029(224)6213 |
| 栃木労働局総務部労働保険徴収室 | 320-0845 | 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎3階 | 028(634)9113 |
| 群馬労働局総務部労働保険徴収室 | 371-8567 | 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階 | 027(896)4734 |
| 埼玉労働局総務部労働保険徴収課 | 330-6016 | さいたま市中央区新都心11番地2 ランド・アクシス・タワー15階 | 048(600)6203 |
| 千葉労働局総務部労働保険徴収課 | 260-8612 | 千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎2階 | 043(221)4317 |
| 東京労働局労働保険徴収部適用・事務組合課 | 102-8307 | 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 | 03(3512)1628 |
| 神奈川労働局総務部労働保険徴収課 | 231-0015 | 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル9階 | 045(650)2803 |
| 新潟労働局総務部労働保険徴収課 | 950-8625 | 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階 | 025(288)3502 |
| 富山労働局総務部労働保険徴収室 | 930-8509 | 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎 | 076(432)2714 |
| 石川労働局総務部労働保険徴収室 | 920-0024 | 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階 | 076(265)4422 |
| 福井労働局総務部労働保険徴収室 | 910-8559 | 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階 | 0776(22)0112 |
| 山梨労働局総務部労働保険徴収室 | 400-8577 | 甲府市丸の内1丁目1番11号 | 055(225)2852 |
| 長野労働局総務部労働保険徴収室 | 380-8572 | 長野市中御所1丁目22番1号 | 026(223)0552 |
| 岐阜労働局総務部労働保険徴収室 | 500-8723 | 岐阜市金蔵町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階 | 058(245)8115 |
| 静岡労働局総務部労働保険徴収課 | 420-0639 | 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階 | 054(254)6437 |
| 愛知労働局総務部労働保険適用・事務組合課 | 460-0008 | 名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング15階 | 052(219)5503 |
| 三重労働局総務部労働保険徴収室 | 514-8524 | 津市鳥崎町327番2 津第2地方合同庁舎3階 | 059(226)2100 |
| 滋賀労働局総務部労働保険徴収室 | 520-0057 | 大津市御幸町6番6号 | 077(522)6520 |
| 京都労働局総務部労働保険徴収課 | 604-0846 | 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 | 075(241)3213 |
| 大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課 | 540-0028 | 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNBビル17階 | 06(4790)6340 |
| 兵庫労働局総務部労働保険徴収課 | 650-0044 | 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階 | 078(367)0790 |
| 奈良労働局総務部労働保険徴収室 | 630-8570 | 奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎 | 0742(32)0203 |
| 和歌山労働局総務部労働保険徴収室 | 640-8581 | 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階 | 073(488)1102 |
| 鳥取労働局総務部労働保険徴収室 | 680-8522 | 鳥取市富安2丁目89番9号 | 0857(29)1702 |
| 島根労働局総務部労働保険徴収室 | 690-0841 | 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階 | 0852(20)7010 |
| 岡山労働局総務部労働保険徴収室 | 700-8611 | 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 | 086(225)2012 |
| 広島労働局総務部労働保険徴収課 | 730-8538 | 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館4階 | 082(221)9246 |
| 山口労働局総務部労働保険徴収室 | 753-8510 | 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館 | 083(995)0366 |
| 徳島労働局総務部労働保険徴収室 | 770-0851 | 徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎1階 | 088(652)9143 |
| 香川労働局総務部労働保険徴収室 | 760-0019 | 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階 | 087(811)8917 |
| 愛媛労働局総務部労働保険徴収室 | 790-8538 | 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階 | 089(935)5202 |
| 高知労働局総務部労働保険徴収室 | 780-8548 | 高知市南金田1番39号 高知労働総合庁舎 | 088(885)6026 |
| 福岡労働局総務部労働保険徴収課 | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5階 | 092(434)9833 |
| 佐賀労働局総務部労働保険徴収室 | 840-0801 | 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階 | 0952(32)7168 |
| 長崎労働局総務部労働保険徴収室 | 850-0033 | 長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル4階 | 095(801)0025 |
| 熊本労働局総務部労働保険徴収室 | 860-8514 | 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 | 096(211)1702 |
| 大分労働局総務部労働保険徴収室 | 870-0037 | 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階 | 097(536)7095 |
| 宮崎労働局総務部労働保険徴収室 | 880-0805 | 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階 | 0985(38)8822 |
| 鹿児島労働局総務部労働保険徴収室 | 892-8535 | 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階 | 099(223)8276 |
| 沖縄労働局総務部労働保険徴収室 | 900-0006 | 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 | 098(868)4038 |